

独立行政法人農業者年金基金の平成27事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画を達成し、主務大臣による平成27年度の総合評価が「B」評価であったこと等を踏まえ、役員解任は行わなかった。
----------	--

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画を達成し、主務大臣による平成27年度の総合評価が「B」評価であったこと等を踏まえ、役員報酬について反映させる事項はなかった。
----------	---

3. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	27事業年度評価における主な指摘事項	平成28及び29年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	前年度に簡素化した書類による事務処理について業務受託機関から意見を聴取するなど検証を行い、その結果を明らかにすること	全国の業務受託機関（302機関）に対して簡素化した書類についてのアンケート調査を実施し、事務処理の効率化の検証をした結果、「関係者の負担が軽減した」、「受託機関の効率的な効果・効果的な審査が確保された」との回答がいずれも7割を超え、業務受託機関の事務処理の負担軽減につながったことが認められた。
	基金の内部統制の整備及び運用についての平成27年度監事監査報告の意見を踏まえ、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応の現状を調査及び分析し、内部統制システムをより充実させること。	内部統制システムの充実のために、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理委員会でのリスク管理のPDCAサイクルにおけるC（業務運営の点検・評価）及びA（処置・改善）に関する議論を充実させるため、リスク対応方針の総点検、リスク管理チェックシートの様式の見直し及びリスク管理行動計画の見直しを行った。</li> <li>・事務ミスが発生した場合、「なぜなぜ分析」の手法を用いて原因分析を行った上で、その結果を踏まえた対応方針についてリスク管理委員会等で報告させることで、業務手順を自ら見直し改善する考え方を導入した。</li> <li>・「独立行政法人農業者年金基金内部統制の体制及び推進に関する規程」を制定し、基金における内部統制の体制を明確</li> </ul>

		<p>にした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中期計画及び年度計画の策定に関する規程」及び「業務手順の策定等に関する規程」を制定し、中期計画等及び業務手順の策定過程で理事長がリーダーシップを発揮できるプロセスを明確にした。</li> <li>・内部監査において、「内部統制システムの運用状況等」を監査事項として追加し、内部統制に関する諸規程の周知状況、認識状況等を確認した。その結果、内部統制システムが職員レベルまで浸透しているといえない状況であったことから、改善に向けてまず、全職員を対象として、基金の内部統制の取組内容の周知徹底を図るための説明会を行った。</li> <li>・業務受託機関の担当者から改善協力員を委嘱し、同協力員の協力を得ながら、業務受託機関向けの新たな業務手引きについて電子化対応を行った。</li> </ul>
	<p>業務受託機関も含め、年金業務に係るリスク認識を高めるためには、年金給付業務について、必要な専門的知識の習得、法令等の精神を理解することが必要となることから、引き続き、計画的に基金の職員を育成し、定期的に基金の職員及び業務受託機関の職員の理解度をチェックする仕組みを継続すること。</p> <p>また、会計検査院から昨年指摘を受けた経営移譲年金の不適正支給については、必要な再発防止の措置が講じられたところであるが、当該措置の実効性が確保されるよう、業務受託機関及び受給権者に対する周知徹底を継続的に行うとともに、不適正支給の返還状況を管理し、円滑な債権回収に努めること。</p>	<p>計画的に基金の職員を育成し、基金の職員及び業務受託機関の職員の理解度をチェックする仕組みを継続するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金職員に対し、研修実施計画に基づき、各種研修を実施し、専門知識の習得、職員の能力向上等を図った。</li> <li>・基金内において実施する研修については、研修の効果測定として理解度テストを行った。</li> <li>・都道府県段階及び市町村段階の研修会等では、研修内容の理解度の把握と理解の向上のための理解度テストを実施し、各研修項目ごとに例題と答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定制とその認識・理解の是正ができるようにした。</li> <li>また、会計検査院から27年に指摘を受けた経営移譲年金の不適正支給については、必要な再発防止の措置を講じ、当該措置の実効性が確保されるよう、業務受託機関の担当者へは担当者会議等により、受給権者へは現況届の送付等により周知徹底を図った。</li> <li>なお、不適正支給の返還状況については、支給停止事由該当者104名の不適正支給額109,550,332円のうち、81,689,941円が返還され（返還率75%）残額は、今後支払われる年金給付での内払調整により順次返還されることとなっている。</li> </ul>